

行動システム理論によるアフリカ連合設立過程の分析
——地域機構における普遍的な規範の内面化——

An Analysis of the Process of Establishing the African Union from
the Perspective of the Theory of Action Systems:
Internalization of Universal Norms by Regional Organizations

五十嵐美華*

はじめに

第1章 方法論としての行動システム理論

第2章 パン・アフリカニズムの発展の経緯

第1節 運動としてのパン・アフリカニズムから OAU の設立まで

第2節 パン・アフリカニズムを受け継ぐ存在としての AU の設立

第3章 パン・アフリカニズムの組織としての制度化—行動システム理論による分析—

第1節 シンボル・システムとしてのパン・アフリカニズムと国際共同体の変動

第2節 融合したシンボル・システムとしての AU 設立規約

おわりに

はじめに

本論文では、行動システム理論を用いてパン・アフリカニズムの発展・制度化の経緯を分析し、アフリカ連合（以下 AU）が普遍的価値とされる「人権の尊重」を内面化していく過程を明らかにする。

現代はグローバリゼーションが進展しており、その基本原理としては、「多様性の確保」、「デモクラシー」、「法の支配」、「人権の尊重」、「経済的・社会的正義の実現」の5つが挙げられる。これらはヨーロッパを起源とするものが多く、また国際社会全体で普遍化が進みつつある。普遍化が求められる一方で、「多様性の確保」も基本原理の一部として含まれるため、現代国際社会ではいくつかの価値の普遍性と多様性をめぐるパラドクスが生じている¹⁾。

特に「人権の尊重」については、人権そのものの価値と、「人権の尊重」を担う行動者の多様化が見られる。人権の価値については、文化的多様性の重要性も認められつつある。実際、1992年にチュニス宣言、1993年にバンコク宣言が採択され、ヨーロッパ以外の文化圏にもアジアの人権やイスラム的人権、アフリカ的人権など、それぞれの文化に即した人権概念が存在すると人権の文化的多様性が主張されることも多い²⁾。しかし一方で、世界人権宣言や国際人権規約、国連憲章といったヨーロッパ発祥の人権概念が、文化的差異を問わず多くの国々に受け入れられているのも確かである。国際社会を構成する行動者は、世界人権宣言に代表されるような人権の重要性を否定しておらず、この点において人権は普遍性を有するのである³⁾。

また、従来国内問題であるとされてきた人権問題は、第二次世界大戦以降国際法上の重要な問題ともなっている⁴⁾。現在では、国連を中心とする国際社会全体レベルの人権保障体制から、地域ごとのヨーロッパ人権条約や米州人権条約、「人および人民の権利に関するアフリカ憲章」（以下バンジュール憲章）といった地域的人権保障体制が存在する。

本稿で対象とする AU も、「人権の尊重」に取り組んできた。パンジュール憲章でも、アフリカ固有の文化的価値と地域的事情を考慮しつつも⁵⁾「国際連合憲章並びに世界人権宣言を十分に尊重」する（前文）と定め、AU 設立規約でも「国連憲章及び世界人権宣言に妥当な考慮を払」う（第 3 条 e）と規定している。つまり、AU は「人権の尊重」という国際社会で共有する理念の促進を志向する行動者である。

他方で、地域機構は地域の特殊性や連帯を背景に、地域の問題を解決することを目的に設立される⁶⁾。そのため、地域機構の展開の仕方は各地域で異なる⁷⁾。アフリカ大陸の場合、AU の前身であるアフリカ統一機構（以下 OAU）の設立時の主たる関心ごとは植民地支配への抵抗であった⁸⁾。J.S. コールマンは、パン・アフリカニズムを「アフリカ人またはアフリカ系の人々の、アフリカ大陸は民族的な故郷だとする信念、アフリカ大陸をアフリカ人の指導のもとに統合し独立させたいという願望、そしてその信念と願望を拡大させようとする活動である」と定義した⁹⁾。このような OAU/AU の思想的背景は、ヨーロッパ的な価値を基礎とする「人権の尊重」とは、一見すると直接的にはつながらないように思われる。では、OAU/AU は、いかに国際社会の共同利益である「人権の尊重」を共有するに至ったのか。本稿では、パン・アフリカニズムを背景に持つ OAU/AU と、当時の国際共同体全体との関係について検討し、いかに AU が「人権の尊重」を自身の規範として受け入れ内面化したかについて分析を行う。このことは、多様な背景を持つ行動者が存在する国際社会で、「人権の尊重」の実現を目指す際の 1 つのモデルとなる。

分析の際、方法論として廣瀬和子の行動システム理論（以下廣瀬理論）を用いる¹⁰⁾。廣瀬理論を用いることによって、リベラリズムやリアリズムといった既存の国際関係理論よりも国際社会の以下の 3 つの側面を明確に分析することが可能となるためである。第一に、全体と個の関係を捉えることができる。国際社会において行動者は、自身の利益のみならず、他国や国際社

会全体との関わりも考慮に入れて行動する。また、個の行動によって国際社会全体の構造が変動することもある。つまり、廣瀬理論では全体と個の関係を切り離すことができないものとして把握する。第二に、複雑性を捉えることができる。非国家主体と言われる行動者が強い影響力を持つようになってきた今日においては、国家の行動の分析のみでは国際社会を捉えることはできない。実際には、政治システムや経済システムなどの様々なシステムや、また、法や価値体系、理念に代表されるようなシステム間を媒介するようなシステムが存在する。つまり、国際社会は複数のシステムと、その相互連関によって構成される複雑システムであり、この理論を用いることでその特性を捉えることが可能になる。第三に、因果関係を含む相互連関関係を捉えることができる。システム間の相互連関関係は、システムの変化が他の変化の原因になり結果になるということの意味する。廣瀬理論を用いることで、全体と個の関係、またシステム間関係を捉え、その相互連関関係から国際社会の変動を把握することが可能となる¹¹⁾。

以上を踏まえ、本稿は以下のように構成される。第1章では、分析の方法論である廣瀬理論について概説する。第2章第1節では、パン・アフリカニズムの始まりから OAU 設立までの経緯を、第2節では OAU が現在の AU に改組されるまでの経緯を説明する。第3章では、上記の経緯を廣瀬理論を用いて分析し、いかに AU が「人権の尊重」を内面化したのかを明らかにする。

第1章 方法論としての行動システム理論

まずは、方法論とする廣瀬の行動システム理論について概説する。廣瀬理論では、行動者間のインプット・アウトプット関係である行動を分析の出発点に置き、それが相互作用している行動者の集合をシステムとする¹²⁾。この理論では、システムには①ある要素がシステムの構成要素であるか判断する基準が存在すること、②集合を構成するメンバーの間に、特定の相互連関が

存在することの2つの成立要件がある¹³⁾。また、1つの行動原理で行動する行動者の集合を単一システム、単一システムの集合を複雑システムと呼ぶ¹⁴⁾。

各システムは、それぞれ機能的必要を持つ。さらに、システムの機能的必要を満たすために、システム分化が行われる。システム内で下位システムが分化し、その下位システムが相互連関しつつ機能することによって上位システムの機能的必要を満たすのである。加えて、全体としての上位システムと、個としての下位システムも相互連関関係にあり、各システムの構造が維持されるためには、その機能的必要が達成されなければならない¹⁵⁾。

また、システムはその相互作用の過程を個々の行動者に分割することのできない1つの単位として把握される¹⁶⁾。行動者は、上位のシステムからはその内部はブラックボックスとされ、行動者自体を分析する際には行動者を単一のシステムとして捉えられる¹⁷⁾。

上述のように、廣瀬理論では行動を分析の出発点とする。行動システムは、利害行動、役割期待行動、シンボル行動の3つの行動と、それに対応するシステムに分けることができる。まず、利害行動とは、行動者の利益または利害を達成することを目的とするものである。利害行動の相互連関のシステムを利害システムと呼び、利害システムは「強者の理」のようなそれ自身の論理か、役割システムやシンボル・システムの介入によってもたらされる均衡状態という形で維持される¹⁸⁾。

また、集団の中に存在する行動者は、行動者が所属する全体としてのシステムの目標を達成するために期待される行動もとる。その行動を役割期待行動といい、その相互連関関係を役割システムと呼ぶ¹⁹⁾。国際社会でもそれは同様であり、国際社会における各行動者の無限に複雑な行動の中から役割期待行動のみを抽出した場合に、それらの相互連関を役割システムとして把握する²⁰⁾。これを「国際共同体」と呼び、のちに述べる共同利益の達成を目指す1つの役割システムとする²¹⁾。このことを踏まえて、本稿では、共同利益

の達成を目指す役割システムとして国際社会に言及する際は「国際共同体」と呼び、それ以外の場合は「国際社会」とする。加えて、廣瀬理論では社会における行動者の相互連関について、直接的相互連関と間接的相互連関の2つが提示され、以下のようなものとされている²²⁾。直接的相互連関からなる社会は、行動者の利害によって動機付けられた行為の総和であるとされ、この社会では利害システムが強調される。対して、間接的相互連関からなる社会においては役割システムが強調され、社会全体としての相互連関は行動者の基本的な関係の集積ではないとされる。間接的相互連関では、相互連関過程ないし行動様式は社会的事実であることが多く、行動者はそれに影響を受ける。

直接的相互連関、間接的相互連関という型によって強調される側面の違いはあるが、現実社会において個の論理である利害行動と、全体としての集団から期待される役割期待行動は相互連関関係にある。では、いかに両者は連関するのか。そこで、行動システムの第三の要素として、利害システムと役割システムを媒介するシンボル・システムの存在が挙げられる。シンボルとは、法や価値観、道徳などを指す。そのシンボルによって統制された行動をシンボル行動という。シンボルは、象徴化の過程を経て形成される。抽象化、一般化、組織化の過程²³⁾を経て利害や役割といった実態としての現実からは切り離され、実態を表示・伝達し、シンボル・システムという独自の体系を作る²⁴⁾。

では、そのシンボル・システムは、いかに利害システムと役割システムと媒介するのか。廣瀬理論では、社会の相互連関の型による違いとともに、社会化の過程と社会制御の過程の2方向から説明する。まず社会化の過程とは、利害システムから役割システムへの媒介過程を指す。直接的相互連関をする社会では、各行動者の利害対立から直接システム全体の機能的必要が共通利益として形成され、役割分化も自動的になされる。間接的相互連関の社会では、行動者の相互作用が繰り返し行われた結果、その行動様式がシンボル・

システムを形成するようになり、さらにはそのシンボル・システムが行動者の間接的相互連関を媒介するようになる²⁵⁾。

次に、役割システムから利害システムの媒介過程である社会制御では、役割期待が内面化され行動者の動機の一部となる必要がある。直接的相互連関においては、共通利益や役割期待は行動者によって自明のものであるため、役割期待は必ずしも独立のシンボル・システムによって保障される必要はない。対して、間接的相互連関の社会では、社会全体の利益や役割期待は自明であるとは限らない。各行動者がその内容を知っているとは限らず、そのため役割期待は各行動者に自動的に実現されるわけではない。そこで、役割期待の内容がシンボル・システムによって表示される必要があるのである²⁶⁾。

ここで「共通利益」という言葉が出てきたが、それはいかなるものであろうか。共通利益は、行動者間の直接的相互連関を通じて形成され、個別利益の総和として考えられるか、または個別利益と全体の利益との間に直接の対応がつく集団全体の利益である。共通利益は、行動者の直接の話し合いによる利害の調整によって形成される。一方、間接的相互連関の過程では一般利益が形成される。一般利益は、全体の利益が必ずしも個別利益の総和ではなく、また全体の利益と個別利益との間に直接の対応関係もないにもかかわらず、行動者に全体の利益として認知され、行動者の行動に影響を与えるものである²⁷⁾。

共通利益や一般利益と並んで、「共同利益」という言葉が用いられることがある。現代の国際社会を分析対象とする際には、共同利益が適切であろう。一般利益は、社会の個々の構成員の利益とは区別される社会全体の抽象化された利益であり、何が一般利益であるかを決定するのは厳正で公正なる第三者である²⁸⁾。すなわち、一般利益は国家という枠内でのみ具体化することが可能な概念であり、超国家的機関の存在しない国際社会においては認められない²⁹⁾。また、共通利益の「共通」という言葉は、ただ単に構成員に共通している利益という意味合いが強調される。加えて、伝統的な国際関係、すな

わち、以前の直接的相互連関の側面が強く、より関係的であった国際社会は、自国の利益の追求に専念する国家で構成されており、必要に応じてその時々に関係を確立するものであった³⁰⁾。つまり、場あたりの関係であり、一度国家間で構成された共通利益とされるものも一国の政策が変わってしまうと共通ではなくなってしまう可能性がある。共通利益は、不安定で、恒久的ではなく、時間的にかなり限定されるものである。一方、共同利益は、安定しており、ある程度恒久的な利益であると言える。現代の制度化が進む国際社会においては、自己の利益ではないが、それが社会の一般的な利益であると認められるということを当該利益が自国に直接関係しない国も認めることがある。共同利益は、自国の利益に優先されるべき性質のものである³¹⁾。

さらに、廣瀬理論ではシンボル・システムの形成に着目して、単一社会と複合社会という分析概念を挙げ、以下のように説明する。一般的なシンボル・システムが存在する社会を単一社会と呼び、それが存在せず複数の部分シンボル・システムが並存する社会を複合社会と呼ぶ。単一社会においては、上位のシンボル・システムが複数の下位のシンボル・システムを統一的に体系づけている。そのため、1つの社会の中に多数の価値基準が存在しても、メンバーの正当性根拠は一致しており複数の役割間においても統一的なシステムが形成される。ただし、すべての社会がそうであるとはいえない。複合社会においては、複数のシンボル・システムが存在する。複数のシンボル・システムが存在し、それらが統一的ではないということは、同一の社会内であっても行動の際にメンバーが依拠する正当性根拠が異なり、また、それによって行動者の都合に応じて任意の「正当性」を選択することも可能となるのである³²⁾。

第2章 パン・アフリカニズムの発展の経緯

では、廣瀬理論を用いると、OAU/AU が現在普遍的とされている人権規範

を受け入れる過程はどのように分析することができるのであろうか。本章では、それらについて分析を試みる前に、パン・アフリカニズムの始まりからAUが設立されるまでの過程を概説する。

第1節 運動としてのパン・アフリカニズムから OAU の設立まで

パン・アフリカニズムのルーツは、アフリカ人およびアフリカ系住民の、植民地支配への抵抗にある³³⁾。また、奴隷制の経験も初期のパン・アフリカニズムの統一感と連帯性を生み出す大きな要因となった³⁴⁾。

パン・アフリカニズムは1945年以前、主としてアフリカ大陸の外におけるアフリカ系の人々の運動であった。この当初のパン・アフリカニズムは、奴隷の身分と、そこから派生する差別と侮辱を念頭に置いていた³⁵⁾。下記のように、初期のパン・アフリカ会議の決議にもその傾向は表れている。

1900年、ロンドンでの第1回パン・アフリカ会議³⁶⁾では、当時イギリス領であったトリニダード・トバゴ出身の弁護士ヘンリー・シルベスター＝ウィリアムズが、パン・アフリカニズムを「アフリカ人とアフリカ系の人々の友好的な連帯」と表現した³⁷⁾。1919年の第2回パン・アフリカ会議（パリ）では、19世紀のヨーロッパ列強によるアフリカ大陸の植民地化によって大きな被害を受けた人々の権利が特に強調され、アフリカの原住民とアフリカ系の人々の尊厳を回復するための適切な統治のための原則が採決された³⁸⁾。その中には、奴隷制と体罰の廃止、そしてウッドロウ・ウィルソンが1918年の合衆国議会での演説で説いた自決の原則の明文化などが含まれていた³⁹⁾。第2回会議で採決されたこのアフリカ（系）人の人権保護と自決の原則は、アフリカの解放とその人々の自由を確保するためのものとして、その後のパン・アフリカ会議で繰り返し強調された⁴⁰⁾。

しかし、パン・アフリカ会議のこのような主張にもかかわらず、第一次大戦後、国際連盟規約第22条に基づいて、その戦勝国はドイツが植民地化していたアフリカ地域を自分たちの間で分割し、植民地計画を拡大した⁴¹⁾。分

割の対象となった地域の人々は、「近代世界の激甚なる生存競争状態の下に未だ自立し得ざる人民」(国際連盟規約第22条)⁴²⁾であるから、その資源、経験または地理的位置から、この責任を最もよく引き受けることができる先進国(同2項)の指導に委ねられなければならないとされた。

この事態を受けて、1921年、第3回パン・アフリカ会議(ロンドン及びブリュッセル)では「経験と知識を積み重ね、完全な自治を目指す」⁴³⁾ことが、第4回会議(ロンドン及びリスボン)ではアフリカ系の人々が「自国の政府に対する発言力」を持つことがアフリカの人々のために必要な政治的要求として打ち出された⁴⁴⁾。このアフリカ(系)人の自治と、被統治者の同意による領土の統治という連動する原則も、その後のパン・アフリカニズム運動の要求の礎石となった⁴⁵⁾。

このように、第5回までのパン・アフリカ会議の目的は、アフリカ人の指導のもとでアフリカ大陸を独立させると言うよりは、アフリカ(系)人が、彼らが所属する国の政府に彼らの権利の主張を反映させるというものであった⁴⁶⁾。しかし、1945年の第6回パン・アフリカ会議(マンチェスター)が転機となった。第6回会議は、アフリカ解放のためのパン・アフリカ的な規模での運動の出発点であったとしばしば指摘される⁴⁷⁾。その参加者は、それ以前から参加していたアメリカやカリブのディアスポラからやってきたアフリカ系の活動家のみならず、クワメ・エンクルマ(Kwame Nkrumah、のちのガーナ共和国大統領)、ヘイスティング・バンダ(Hastings Kamuzu Banda、のちのマラウイ大統領)、ジョモ・ケニヤッタ(Jomo Kenyatta、のちのケニア大統領)などアフリカ大陸からやってきた若い指導者が加わり、彼らはアフリカにおける植民地主義の即時停止を主張した⁴⁸⁾。第6回会議決議では、自決の原則を「すべての植民地人民が自己の運命を支配する権利」であるとし、植民地の人民に対して「自由に使えるすべての手段を使ってこれらの目的のために戦う」よう呼びかけた⁴⁹⁾。加えて、第6回会議では1941年にアメリカのルーズベルト大統領が一般教書演説の中であげた「4つの自

由」と、同年の大西洋憲章を支持した⁵⁰⁾。ルーズベルト大統領の提起した「世界のあらゆる場所」の人々が享受すべき4つの基本的な自由（表現の自由、信教の自由、欠乏からの自由、恐怖からの自由）と、大西洋憲章の「すべての人民に対して、彼らがその下で生活する政体を選択する権利を尊重する」⁵¹⁾という宣言は、第一次大戦終結以降パン・アフリカ運動が求めてきたアフリカ人民の人権保護と共鳴するものとみなされたのである⁵²⁾。初期のパン・アフリカニズムがアフリカ大陸外において展開され、主として人種的不平等への消極的な抗議であったのに対し、第6回会議は、アフリカに新しい政治基盤を築き、それを通じて、アフリカ大陸をアフリカ人の指導のもとに統合し植民地主義の影響から脱したいという願望が明確な形を持つ契機となった⁵³⁾。そして、アフリカ大陸出身の若き指導者たちの手でパン・アフリカニズムはアフリカ大陸に導入され、1950年代のアフリカ独立の時代に、個々のナショナリズムとアフリカの統一運動と結びつける役割を果たした。

ところで、パン・アフリカニズムの理想の1つであるアフリカの統一について、アフリカの国々の個別的利益と、大陸全体レベルの利益の間に矛盾はなかったのであろうか。本来、個々の国家の強化・発展を志向するはずのナショナリズムと、アフリカの統合を目的とするパン・アフリカニズムは、表面的には矛盾するよう見えるが、当時のアフリカ諸国の指導者は両者を相互補完的に捉えていた⁵⁴⁾。これは、大部分が植民地時代の行政区画を引き継いだアフリカの新しい独立国に、国家として自己主張をするだけの一体性がまだなかったためである⁵⁵⁾。当時の指導者たちには、アフリカが抱えていたあらゆる課題が、大陸の統一を中心的な目標とするパン・アフリカニズムの推進によって解決されるように見えていた⁵⁶⁾。

実際、エンクルマは「ガーナの解放は全アフリカの解放と結びつかなくては無意味である」⁵⁷⁾と、国家の独立と大陸レベルでの統合について強い意欲を示した。ギニア初代大統領セク・トゥーレ（Ahmed Sékou Touré）も、「アフリカは、はっきりと選択した。独立と統一、これはアフリカの目標であ

る」⁵⁸⁾と述べた。同様のことはアフリカ大陸レベルの決議にも表れている。全アフリカ人民会議では、1960年1月の第2回会議(チュニス)においてアフリカ統一に関する決議が採択され⁵⁹⁾、1960年6月の第2回独立アフリカ諸国会議(アジズ・アベバ)ではアフリカ統一の促進が決議に含まれた⁶⁰⁾。

しかし、1960年代以降アフリカの脱植民地化が加速し、多くの旧植民地国が独立すると、アフリカ統一の意味合いが変化した。多くの新興独立諸国はそれ以前よりも自国の国家建設に意識を向け、その結果「統一」の内容が、アフリカの政治的統一を求めるものから、アフリカ諸国の独立の希求とその行動の統一へと変質した⁶¹⁾。OAUはそのようなアフリカ諸国が自国の国家主権を重んじる潮流の中で成立したため、政治的統合よりも内政不干涉原則に重きを置いた性質を持つことになった⁶²⁾。そのため、後述するようにOAUの機能は制限されたものとなった。

1963年5月25日に開催されたアフリカ首脳会議(アディスアベバ)でOAU憲章が採択され、OAUが設立された。OAUの設立によって、パン・アフリカニズムは政治的運動からその理想を実現するために国家間の協力と協議を必要とする制度に発展した⁶³⁾。

OAU憲章前文には多くのパン・アフリカニズムの理念が盛り込まれている。実際、「自己の運命を支配することはすべての人民の譲ることのできない権利である」⁶⁴⁾ことが確認され、パン・アフリカニズムの要求の1つである人民の自決の原則と憲章が結びつけられている⁶⁵⁾。また、アフリカ人民の統一と連帯を促進するという願いは、前文で何度も提起され、次のように言及されている。「わが兄弟愛を強めかつ連帯を作りだそうというわれら諸人民の希望に応え、人種的・国民的相違を越えたより大きな統一において、われわれ諸人民間の理解とわれわれ諸国家間の努力を推進しようとの共通の決議に鼓吹され」、「すべてのアフリカ諸国家が、これら諸人民の福祉と安寧を確保しうるように、今後、統一すべきことを切望し、共通の制度を樹立し強化することにより、われわれ諸国家間の絆を強める」ことが強調されてい

る。OAU 憲章前文は、OAU 設立の目的が、アフリカの統一と連帯の促進であることを示しているのである⁶⁶⁾。

OAU 憲章⁶⁷⁾に明記されているその目的は、(a) アフリカ諸国の統一及び団結の促進、(b) アフリカ諸国民のより良き生活の達成するための、協力及び努力の調整と強化、(c) 主権、領土保全及び独立を防衛すること、(d) アフリカからあらゆる形態の植民地主義の根絶、(e) 国連憲章及び世界人権宣言の十分な尊重と国際協力の促進である。主要機関として首脳会議、閣僚理事会、事務局、仲介調停仲裁委員会が設置された。また、OAU は、上記の目的達成のため、以下の7つの原則を定めている。①加盟国の主権平等、②国家の国内問題に対する不干渉、③各国の主権及び領土保全並びに独立に対する不可譲の権利の尊重、④交渉、仲介、調停又は仲裁裁判による紛争の平和的解決、⑤あらゆる形態の政治的暗殺及び近隣諸国又は他のすべての国に対する破壊活動の無条件の非難、⑥アフリカ従属地域の全面的解放に対する絶対的支持、⑦すべての陣営に関する非同盟政策の確認。このうち⑥と⑦のみがパン・アフリカニズムに立脚したものであった。他の①～⑤は国連憲章から借用したものであり、OAU 憲章の原則の多くは以前からの国際法との結びつきもあった⁶⁸⁾。

しかし、OAU の機能は制限されたものに留まることになった。OAU は、アフリカ大陸の解放と脱植民地化の先導者としての役割、アパルトヘイトと人種差別的少数民族支配については大きな成果をあげることができたが、しかし、大陸の統一、アフリカの人民の社会的経済的発展の促進、大陸内部の紛争解決については多くを達成することはできなかったのである⁶⁹⁾。この背景としては、新興独立諸国が自国の国家としての脆弱性を懸念していたことが挙げられる⁷⁰⁾。加えて、当時 OAU 加盟国にとっての優先課題は大陸外からの植民地主義と戦うことであったため、脱植民地化が終わった後内戦の激化や経済成長の欠如などの新たな課題に効果的に対応することができなかった⁷¹⁾。それゆえ多くの加盟国は、OAU 設立前のパン・アフリカニズムの理

想であるアフリカ統一と、民主化と開発という大陸の人々の新しい願望を実現できる、新しいパン・アフリカ組織の創設を目指したのである⁷²⁾。

第2節 パン・アフリカニズムを受け継ぐ存在としてのAUの設立

このような経緯から、2000年7月11日に、トーゴのロメで開催されたOAU首脳会議においてAU設立規約は全会一致で採択され、OAU加盟国の3分の2の批准を得て2001年5月26日に発効した。そして、2002年7月のダーバン首脳会議を経てAUは正式に発足した。AU設立規約第3条では目的について、第4条では原則について、第5条では連合の機関について、それぞれ定めている⁷³⁾。

OAU首脳会議がAU首脳会議に代わるなど、基本的にOAUの主要機関はAUに引き継がれている(第5条)が、AU設立規約において新たに設立された機関も存在する。「規約の適用又は実施から生じる解釈問題」を審理する連合司法裁判所(第18条1項、第26条)、「アフリカ大陸の発展及び経済統合へのアフリカ人民の完全な参加を確保する」ための全アフリカン議会(第17条)、「加盟国の様々な社会的及び専門的集団で構成される諮問機関である経済、社会及び文化評議会(第22条)、アフリカ中央銀行、アフリカ通貨基金、アフリカ投資銀行(第19条)などがそれである。

AU設立規約の目的でOAU憲章のものと異なるのは、アフリカ統一へのより強い決意を表明している点である。例を挙げると、AU設立規約第3条aでは「アフリカ諸国とアフリカ諸人民間のより一層の統一及び連帯を達成する」とされ、OAU憲章の「アフリカ諸国の統一及び団結を促進する(第2条a)」よりも強い表現が使われている。また、「アフリカ大陸の政治的及び社会経済的な統合を加速する」(AU設立規約第3条c)、「経済的、社会的及び文化的段階での持続可能な開発、並びにアフリカ経済の統合を促進すること(同第3条k)」、「この連合の目的を漸進的に達成するため、現行の及び将来の地域的経済共同体間の政策を協調かつ調和させること(同第3条m)」と、

経済的・政治的統合について AU の役割を強化する文言が含まれている。

また、OAU 憲章が脱植民地化と国家主権の保護に焦点を当てたのに対し、AU は人権の保護と民主主義の原則の尊重を確保するための集団行動を追求することを目的としている⁷⁴⁾。「アフリカ大陸の平和、安全及び安定を促進する (AU 設立規約第 3 条 f)」、「民主的な諸原則及び諸機関、人民参加及び善良な統治を促進する (同第 3 条 g)」、「人及び人民の権利に関するアフリカ憲章及び関連する他の人権諸条約に従って、人及び人民の権利を促進し、かつ保護する (同第 3 条 h)」という AU の目的は、平和と安定、人権の保護なしにはアフリカの統一も、経済と社会の発展を確保することも不可能であることを、加盟国が認識していることを示すものである⁷⁵⁾。

加えて、OAU 時代、大陸内の紛争に効果的に対処できなかったという反省から、いくつかの原則が変更された。第一に、OAU 憲章の「国家の国内問題に対する不干渉 (第 3 条 2 項)」は、「加盟国による他の加盟国の国内事項への不干渉 (AU 設立規約第 4 条 g)」に変更され、「重大な事項、すなわち、戦争犯罪、集団殺害及び人道に対する罪並びに平和・安全保障理事会の勧告に基づく、平和と安定を回復するための正当な秩序に対する重大な脅威に関する会議の決定に従って、連合が加盟国に介入しうる権利 (同第 4 条 h) が定められ、これによって AU による加盟国内の重大な事項への介入の余地ができた。第二に、OAU 憲章「各国の主権及び領土保全並びに独立に対する不可譲の権利の尊重 (第 3 条 3 項)」は、アフリカの歴史の特殊性から、「領土」とは「違法に」植民地化される前のものを意味するとされることがあり、それが領土紛争において悪用されることがあった。そのため AU 設立規約では「独立達成の際に存在する国境の尊重 (第 4 条 b)」と明記された。第三に、OAU 憲章の「交渉、仲介、調停又は仲裁裁判による紛争の平和的解決 (第 3 条 4 項)」については、それによって機能するはずだった「仲介、調停及び仲裁委員会」の失敗から、AU 首脳による「会議で決定される適当な手段による、連合加盟国間の紛争の平和的解決 (第 4 条 e)」と規定された。第四

に、OAU 憲章の「あらゆる形態の政治的暗殺及び近隣諸国又は他のすべての国に対する破壊活動の無条件の非難（第3条5）」は外国による国家テロを主に対象としていたのに対し、AU 設立規約では「人命の尊厳の尊重、免責及び政治的暗殺並びにテロ行為及び破壊活動の非難及び拒否（第4条o）」とし、国の内外を問わない形に変更された⁷⁶⁾。

このように、AU は OAU と多くの点で異なっている。AU 設立規約の目的と原則は、パン・アフリカニズムの理想に沿ってよりアフリカの統一を促進することを重視し、加えて、平和と安全、法の支配、良い統治、人権、民主主義の促進に関しても、OAU 憲章の目的から根本的に転換している。AU は、人権の保護と民主主義の原則をも追求する、現代におけるパン・アフリカニズムの運動を推進する行動者である⁷⁷⁾。

第3章 パン・アフリカニズムの組織としての制度化—行動システム理論による分析—

上記のように AU は、人権の保護と民主主義の原則の尊重の確保をも取り入れたパン・アフリカニズムを追求する行動者であると言える。この AU の特性は、まだ運動であったパン・アフリカニズムから OAU の形成・解消の過程を経て獲得されたものである。では、奴隷制や植民地時代からの経験の蓄積として現れたパン・アフリカニズムは、AU の設立に至るまでいかに機能しているのか。また、OAU/AU の行動の場であった国際共同体はいかなるものであったのか。このことについて廣瀬理論を用いて分析する。

第1節 シンボル・システムとしてのパン・アフリカニズムと国際共同体の変動

まず、パン・アフリカニズムが登場した当時の国際共同体は、単一社会から複合社会への過渡期であった。つまり、国際共同体の構造変化の時代で

あったと言える。単一社会、複合社会は、それぞれにおけるシンボル・システムの在り方の相違に着目して構成される⁷⁸⁾。単一社会においては、一般的シンボル・システムを媒介とすることによって、多くの価値基準があっても、これらはより一般的かつ高次の基準のもとに統合され、それぞれに矛盾なく位置付けられ、1つのシステムを形成する⁷⁹⁾。近代ヨーロッパ国際社会の法として成立したヨーロッパ中心主義的な古典国際法が、まさに単一社会におけるシンボル・システムであった。この一般的シンボル・システムによる一般的統合原理の下に、価値判断様式、正当性意識は斉一であり、価値基準または価値評価のレベルにおける衝突は小さかった⁸⁰⁾。

そのようなシンボル・システムによって表される国際共同体においては、アフリカは他の行動者に介入される存在として扱われる側面があった。既述した第一次大戦の戦後処理にも表れているように、アフリカは「野蛮な」あるいは「未開の」というレッテルを貼られ、征服や占領の対象とされていたのである⁸¹⁾。パン・アフリカニズムが、1919年の第2回パン・アフリカ会議の時点で、アフリカ人民の自決権と国際的な人権保護に関する決議を採択したが、その要求は当時のヨーロッパ中心主義的な国際法の一般的な教義と原則の下では受け入れられなかった。

パン・アフリカニズムは、そのような時代にアフリカ系の人々の人種的不平等の撤廃を求める戦い、大陸の人々が植民地支配を終わらせるために行った戦いが交わったところで生まれたシンボル・システムである⁸²⁾。シンボルは、象徴化の過程（抽象化、一般化、組織化）を経て形成されるものであった。ディアスポラにいるアフリカ（系）の人々の奴隷制の経験やアフリカ大陸における植民地支配で虐げられてきたという経験は、現実から分離され同一のものとして抽出された（抽象化）。これらは、植民地支配に抵抗するためのアフリカの統一や連帯というスローガンのもとに一般化、組織化され、のちにはOAU憲章に引き継がれた⁸³⁾。

他方で、1960年代、国際共同体全体にも変化が起こった。社会主義国家

群の成立、アジア・アフリカ諸国の独立によって、ヨーロッパとは異なる価値システムを持つ国家群が形成された。また、これらの国家が機能的に相互に他の国家の協力を必要とすることによって、国際共同体を構成することになった。これは、それまでのヨーロッパ中心的な国際法で表示される構造では国際共同体の変化に対応しきれず、それゆえ国際共同体の構造が変化せざるをえなくなり、新しく登場した諸国をも含む複合社会が模索されていく段階に入ったことを意味する。このような複合社会においては、多くの下位シンボル・システムが形成され、いずれの下位シンボル・システムに属しているかによって価値判断様式、正当性意識は異なり、価値判断または価値評価のレベルにおける衝突が起きる⁸⁴⁾。

新たに国際共同体の一員となったアフリカ諸国も、国際共同体の複合社会の側面を利用するなかで、1963年に OAU が設立された。アフリカ諸国は、パン・アフリカニズムというシンボル・システムのもとに、ヨーロッパ中心主義的な古典国際法の下で他国から介入される存在というアフリカの扱いに意義を申し立てた。OAU 設立までのパン・アフリカニズムの経緯は、植民地主義に反対し、その被害を被ったアフリカ人民の人権保護とアフリカの解放を求めることと、国際共同体全体から求められる他の行動者から介入される存在としての役割システムに否を唱えるという利害システムの主張から生じた紛争の過程である。これはつまり、ヨーロッパ中心主義的な国際法をシンボル・システムとした国際共同体に、アフリカの扱いを変化させるよう求めた挑戦であった。

そしてアフリカ諸国の OAU の設立によって、国際共同体全体から求められる役割システムと、それに否を唱えるアフリカ諸国の利害システムの対立も一応の解決が試みられる。主観的な役割期待とこれに対する客観的な役割期待とが一致しなかった場合、役割過程における均衡システムは崩れ紛争過程に陥る⁸⁵⁾。そこでアフリカ諸国は、OAU 憲章という新たなシンボル・システムを作成することによって立法過程による紛争解決を行ったのである。

OAU 憲章採択を受けて OAU が設立されたことにより、アフリカの統一を推進するための制度的な具体化とメカニズムが獲得された⁸⁶⁾。パン・アフリカニズムが政治運動から、その目的を実現するために国家間の協力と協議を基礎とする制度に発展し⁸⁷⁾、パン・アフリカニズムの理念の一部が初めて国際条約に盛り込まれ、政府間組織の基本目標として追求されることになった⁸⁸⁾。OAU を通じて、アフリカ諸国は、規範と原則に表されたこれらの理想を世界に伝え、アフリカの人々に今後適用される規則の性質と内容を決定する能力を獲得した⁸⁹⁾。

したがって、OAU を行動者とする、そのシンボル・システムはパン・アフリカニズムとそれを引き継いだ OAU 憲章であると言える。ただし、パン・アフリカニズムの内容はアフリカ諸国の独立という国際共同体の構造変化に影響を受け、アフリカの政治的統一から変化し、独立国家としてのアフリカ諸国の希求と行動の統一となった⁹⁰⁾。OAU の利害システムは、OAU 憲章の内容からも明らかなようにパン・アフリカニズムの促進である。ただし、行動者が属する共同体全体から求められる役割システムについては、個の論理としての利害システムが反映されやすい状況にあった。

これには、当時の国際社会において、アフリカの位置付けが高いものではなかったことが背景として挙げられる。当時の国際社会は冷戦対立を構造として持っていた。冷戦は、その波及効果において地域的偏差があり、1940年代後半の冷戦の主要な舞台はヨーロッパであり、1950年代に入るとアジアも大きな影響を受けることとなったが、アフリカは事実上、冷戦の影響を直接に受けることはほとんどなかった。この傾向は、1960年代においても基本的には変わらなかった⁹¹⁾。

このことはアフリカ諸国にとって好ましく作用した。アフリカ内の様々な問題を、東西の対立とは異なった次元でアフリカ内部で処理しやすい状況であったのである⁹²⁾。これは複合社会の側面を強める当時の国際共同体内部において、アフリカが単一社会的に行動できたことを意味する⁹³⁾。パン・ア

リカニズムという単一のシンボル・システムによって、利害システムと役割システム間の相互連関がスムーズに進んだのである。利害システムから役割システムへの媒介過程である社会化の過程は、直接システム全体の機能的必要が共通利益として形成され、役割分化も自動的になされることによって達成される⁹⁴⁾。当時のアフリカも、たとえ衝突が起きてもパン・アフリカニズムという共通の大前提のもとに調整されやすい状況にあり、実際独立して間もない個々の国家の利益と大陸レベルでの行動の統一は矛盾するものではないとアフリカの政治指導者は考えていた。役割システムから利害システムの媒介過程である社会制御の過程では、役割期待が内面化され行動者の動機の一部となる必要がある⁹⁵⁾。これは、具体的な「意味」を持つというシンボル自身の特徴から可能になる⁹⁶⁾。シンボルはこの「意味」によって、シンボル自身が目的的となることがあり、シンボルそれ自体がある種の行動を惹起することがある⁹⁷⁾。パン・アフリカニズムは、内面化された価値を認識し伝達するシンボル・システムであり、内面化されたその価値ゆえに行動が行われることを促すシンボル・システムであることも、個々の国家の独立と大陸レベルでの行動の統一は矛盾することなく成立していたことから明らかである。

第2節 融合したシンボル・システムとしてのAU設立規約

AUのシンボル・システムとして機能していると分析できるパン・アフリカニズムは、政治運動であったパン・アフリカニズムとも、OAU時代とも内容が異なる。AUは人権の保護と民主主義の原則の尊重を確保するための集団行動を追求することをその目的としている⁹⁸⁾。このパン・アフリカニズムの変化は、OAU憲章というシンボル・システムが現実を捉えきれなくなったことを示す。では、パン・アフリカニズムの変化を引き起こした現実とはいかなるものであったのだろうか。

パン・アフリカニズムの実現が、AUの利害システムであると分析できる。

アフリカ諸国、諸人民の共通の目的は、脱植民地化の達成であった。この脱植民地化は、単に個別の国家の植民地の独立、経済的・文化的自立だけに留まるものではない。アフリカの統一による「アフリカ人の手によって確立されたアフリカ大陸圏の平和・アフリカ人の手によって確立されたアフリカ大陸圏の秩序」⁹⁹⁾、「アフリカ諸国、諸人民の大陸的規模の自主性の回復、大陸的規模の自己管轄権の確立」¹⁰⁰⁾を目指すものであった¹⁰¹⁾。AUがこのようなパン・アフリカニズムを追求していることは、のちに成立するシンボル・システムである AU 設立規約から明らかである。ただし AU 設立にあたっては、植民地主義のみならず、アフリカ大陸内部における問題に対処する必要性の比重が増加したことが背景にあることを忘れてはならない。

1970年代、アンゴラ内戦、シャバ紛争などに見られるように、アフリカの紛争に対する他国の軍事介入が公然かつ大規模化した¹⁰²⁾。米ソ間の第一次デタントの進展に伴い、アフリカを含む第三世界をめぐる外部の諸大国の権力闘争が強まってきたのである¹⁰³⁾。つまり、当時のアフリカ諸国は、依然として他国から介入される存在であり、なおかつ OAU 設立時とは異なり単一社会的な行動をとることができない状況にあった。

アンゴラ内戦の趨勢を決定したのは東西諸国からの軍事援助競争であり、それに続くシャバ紛争の投じた影響も大きいものであった。第二次シャバ紛争が最終段階に入った1978年、フランスの主催で第6回フランス・アフリカ諸国首脳会議が開催され、そこでフランスは常設的なアフリカ共同防衛軍事組織化の必要性を提起し、さらに、1978年6月5日のフランス、アメリカ、イギリス、西ドイツ、ベルギーの5カ国会議においても、アフリカ平和維持軍もしくはアフリカ安全保障軍の創設を主張した¹⁰⁴⁾。こうした「西側からのアフリカ安保の動き」に対して、アフリカ諸国から強い反発が起り、タンザニアのニエレレ大統領は、「アフリカ以外のどこかの国々がアフリカの防衛やパン・アフリカ軍の創設について語ることは、『傲慢の極み』であり、その狙いはアフリカの自由の維持にあるのではなく、『アフリカの覇権

を握る』ことにある」¹⁰⁵⁾としている。

アンゴラ内戦、シャバ紛争という大国のアフリカへの介入と、西側諸国から「アフリカ安保」問題が討議されたことは、OAUにOAU憲章の内政不干渉原則について改めて討議し、緊急に解決する必要があることを強く認識させた¹⁰⁶⁾。植民地支配への抵抗のみならず、アフリカ大陸内部における問題についても対処しないことには、「アフリカ人の手によって確立されたアフリカ大陸圏の平和・アフリカ人の手によって確立されたアフリカ大陸圏の秩序」¹⁰⁷⁾は達成できないことを、アフリカ諸国が痛感した時代であった。

また、経済的な援助の獲得もアフリカ諸国の利害システムの一部であろう。1980年代を通じてアフリカの経済はマイナス成長となり、アフリカの経済危機は深刻な状態に陥っていた¹⁰⁸⁾。そのためアフリカは、先進諸国や国際通貨基金(IMF)、世界銀行などの援助を受けることになった。加えて、当時アメリカ大統領ジミー・カーターによって進められていた「人権外交」とロメ協定に人権条項を挿入させようとしたEC提案は、アフリカ諸国、特に人民の支持を失い、対外援助に頼って辛うじて持ち堪えている人権侵害政権にとっては無視できるものではなかった¹⁰⁹⁾。これらの民主化及び政府による人権侵害の停止の要求は、アフリカ諸国に役割システムを強く認識させた¹¹⁰⁾。

また、当時国際共同体全体でアフリカの人権保障体制への関心も高まってきた。そのなかでアフリカ内外の行動者、そして国際連合の働きかけによって、アフリカはバンジュール憲章の採択に向かった¹¹¹⁾。アフリカに地域的な人権保障メカニズムをつくろうとする試みは、1961年1月に、ナイジェリアの首都ラゴスで開催された国際法律家委員会主催の「法の支配に関するアフリカ会議」に端を発する。この会議の決議において、アフリカ人権条約の制定が可能かについての研究がアフリカ政府に要請された。続いて、1969年9月には国連主催で開かれた「アフリカに特に関連した地域人権委員会の設立に関するセミナー」が開催されたり、1971年4月には「アフリ

カ「の法律手続きと個人に関するアフリカ法律家会議」が開かれる等、複数の場においてアフリカ人権委員会の設立について合意が形成された。その後も1973年の「アフリカの問題と必要とに特に配慮し、人権を伸長するための新しい方法と手段を研究するセミナー」（国連の人権部会とタンザニア政府との共催）や1979年の「アフリカに特に関連した地域的人権委員会の設立に関するセミナー」（国連主催）など、アフリカの地域人権保障システムに関する議論が複数回行われた。これは、「人権の尊重」を共同利益とする国際共同体が、アフリカにおける地域人権保障システム設立の必要性を認識した時代、つまりアフリカに「人権の尊重」への貢献が求められる役割システムが形成されつつある時代であったことを示す¹¹²⁾。

これらは外的要因であるが、同様のことはOAUの内部からも汲み取ることができる。OAUは設立当初、内政不干渉原則に固執するあまり加盟国内の人権問題の解決について消極的であった。例えば、1964年のルワンダにおけるフツ族によるツチ族の虐殺及び1972年から1973年のブルンジにおけるツチ族のフツ族の虐殺について、OAUは何も積極的な役割を果たしていない¹¹³⁾。しかし、ウガンダのアミンや中央アフリカのボカッサの残虐な行為は、OAU加盟国の態度に変化をもたらした¹¹⁴⁾。このことは加盟国が役割システムを意識していることを示す¹¹⁵⁾。

このような国際共同体から要求される役割システムとOAU自身の利害システムとの相互連関関係によって、内政不干渉原則を主眼に置くシンボル・システムから「人権の尊重」と民主化を含むシンボル・システムの形成が必要とされた結果、AUが設立された。アンゴラ内戦、シャバ紛争などの大国が介入する内戦の経緯と、経済面での不調は、OAUにパン・アフリカニズムの追求における課題を認識させた。OAUの利害システムとして機能するパン・アフリカニズムの追求には、国家主権の保護に焦点を当てていたOAU憲章では十分に対応することができず、アフリカが大陸内における紛争解決に主体的に取り組む体制形成が必要とされた。また、国際共同体からのアフ

リカへの関心の高まりにより、OAU 設立時よりもより深く国際共同体と連関を強めることになった AU は、複合社会の中で間接相互連関を意識して行動することを余儀なくされた。つまり、利害システムの追求のみならず、国際共同体全体から求められる役割システムの機能をより満たすことが求められたのである。アフリカの地域的な人権保障体制への関心の高まりと経済的支援に伴う民主化要求は、AU に役割システムである「人権の尊重」に取り組む必要性を強く認識させた。

この利害システムと役割システムの相互連関の結果、AU 設立規約というシンボル・システムが形成された。AU 設立規約の原則には、「重大な事項、すなわち、戦争犯罪、集団殺害及び人道に対する罪並びに平和・安定を回復するための正当な秩序に対する重大な脅威に関する会議の決定に従って、連合が加盟国に介入しうる権利（第 4 条 h）」、「民主的な諸原則、人権、法の支配及び善良な統治の尊重（第 4 条 m）」、「憲法に違反する政府の変更の非難及び拒否（第 4 条 p）」が含まれており、これはアフリカ内の紛争について AU がイニシアチブをとる姿勢の表れであり、他国による介入ではなく、AU 自身による紛争解決を志向している。また、人権を保護するための介入の原則に賛同したこの AU の枠組みでは、国家主権を加盟国の領域内での人権侵害や抑圧的政策の隠れ蓑として使うことは極めて困難になった¹¹⁶⁾。これは、当時の国際社会共同体でその目的である「人権の尊重」という機能的必要を AU が満たそうとした結果である。AU は利害システムを持ち、それを追求する行動者でもある。しかし、単純な利己的な行動者ではない。AU も一定の条件や構造上の一定の与件すなわちすでに存在していた社会的事実、つまり、それ以前から構築されていた「人権の尊重」を目的とした国際共同体秩序や国連をはじめとした他の行動者の行動からも影響を受けている。内政不干涉原則に固執していた OAU が、国際共同体におけるアフリカの人権保障メカニズムへの関心の高まりを見過ごさず、アフリカ内部の人権侵害にも無関心な態度ではなくなったという変化は、OAU の利害行動のみでは説明がで

きない。OAU も社会的事実が存在する間接的相互連関の社会に組み込まれ、その結果 AU への組織変更に至ったと言える。

また、国際共同体は複合社会である。複合社会においては複数のシンボル・システムが存在し、またそれらは統一的ではないことがある¹¹⁷⁾。AU は国際共同体レベルの世界人権宣言や国連人権規約等のシンボル・システムを取り入れ（AU 設立規約第 3 条 e）ることで、AU は「人権の尊重」を内面化していることを国際共同体全体に伝達した。ただし、その実現の仕方については、AU 設立規約とパンシユール憲章という独自のシンボル・システムを作成することによって、AU の枠内で「人権の尊重」に取り組むことを選択したのである¹¹⁸⁾。すなわちこれは、他の行動者とは異なるシンボル・システムに依拠してアフリカにおける「人権の尊重」を志向し共同利益の達成を目的としたものである。

AU 自身の枠組みで共同利益の達成に貢献することは、同時に「アフリカ人の手によって確立されたアフリカ大陸圏の平和・アフリカ人の手によって確立されたアフリカ大陸圏の秩序」¹¹⁹⁾の形成を目指すパン・アフリカニズムの追求（＝利害システム）の達成にも貢献している。つまり、利害システムと役割システムの両方の側面が融合した結果 AU 設立規約というシンボル・システムが採択されたと分析できる。AU を設立した OAU は、自己の利益追求にのみ走るのではなく、また、所与の社会構造や制度の中で盲目的に求められる役割を遂行するのでもない¹²⁰⁾。利害と役割という 2 つの動機を併せ持ちながら、両者の間に折り合いをつけた結果¹²¹⁾、「人権の尊重」を内面化したパン・アフリカニズムの追求を目指した AU 設立規約が採択されたのである。

おわりに

本稿では、パン・アフリカニズムの発展を通じて、AU が国際共同体の共

同利益とされる「人権の尊重」を内面化していく過程を分析した。AU 設立規約やその前身の OAU 憲章は、アフリカ地域の連帯を背景に、アフリカ地域のニーズと願望に応え、パン・アフリカニズムの理想に合致したアフリカ諸国の統合と連帯に貢献するために設計されたものである¹²²⁾。

ただし、地域的な法体系であっても、まったく国際共同体から影響を受けていないわけではない。OAU 憲章 / AU 設立規約が採択に至った経緯には、国際社会全体から刺激のインプットを受けてアウトプットを発信したという側面も存在した。①植民地主義の影響からアフリカ諸国が他国から介入されやすい存在として扱われたという刺激が、脱植民地化と国家主権の保護に焦点を当てる OAU の設立に結びつき、②大国の内戦への介入と冷戦終結後の西側諸国の民主化要求、そして経済的な支援の獲得という刺激が、民主主義と人権の尊重を確保するための集団行動を追求する AU の設立に結びついたのである。

特に②の経緯は、OAU の加盟国の主権保持に固執していた姿勢から、AU の「人権の尊重」という理念を内面化しようとする姿勢へ変化した過程であった。これは「人権の尊重」を共同利益とする国際社会への参加の契機でもあり、以後 AU は AU 独自のシンボル・システムによって国際共同体の共同利益の達成に貢献する行動者となったことを本稿では示した。

グローバル化が進展する現代では、その中で「文化的多様性の確保」の重要性も認められていることはすでに述べた。本稿ではヨーロッパにその起源を持つ「人権の尊重」を内面化する AU の設立までの過程と、その行動の場である国際共同体の関係を分析対象としたが、AU が新たにバンジュール憲章や AU 設立規約を制定したことは、AU が独自のシンボル・システムで共同利益の達成に貢献することを意味する。そのような行動者を含む国際共同体においては、行動者が「人権の尊重」を達成する際、行動者独自のシンボル・システムに表示される「文化的多様性」やその確保についても共同利益になる可能性がある。つまり、シンボル・システム内の下位シス

テムが機能連関することによって「人権の尊重」が達成されることも考えられる。そのため、廣瀬理論を多元性を持つシンボル・システムの検討により適するものに改良を試みる必要がある。以上の点を今後の課題とし、より詳細な分析を行いたい。

注

- 1) 川村仁子・龍澤邦彦『グローバル秩序論—国境を超えた思想・制度・規範の共鳴—』晃洋書房、2022年、160; 168頁。
- 2) 同上、169-170頁。
- 3) ドネリー、ジャック「国際人権：その普遍性の課題・展望・限界」松井芳郎編『人間の安全保障と国際社会のガバナンス』日本評論社、2007年、131頁。
- 4) 田畑茂二郎『現代国際法の課題』東信堂、1991年、78頁。
- 5) 龍澤邦彦「アフリカにおける国際機関の役割—貧困・開発・民主主義・人権」木田剛・竹内幸雄編著『安定を模索するアフリカ』ミネルヴァ書房、2017年、24頁。
- 6) 田畑茂二郎『国際化時代の人権問題』岩波書店、1988年、136頁。
- 7) 笹岡雄一『新版 グローバル・ガバナンスにおける開発と政治：文化・国家政治・グローバリゼーション』明石書店、2016年、232頁。
- 8) Yusuf, Abdulquawi A., *Pan-Africanism and international law*, Hague Academy of International Law Hague, 2014, pp.14-15.
- 9) Coleman, James S., *Nigeria: Background to Nationalism*, California Univ. Press, 1958, p.425.
- 10) 廣瀬和子『国際法社会学の理論 複雑システムとしての国際関係』東京大学出版会、1998年など、廣瀬の著作複数を参考。また、詳細は本稿1章で扱う。
- 11) 同上、2-6頁。
- 12) 同上、17頁。
- 13) 同上。
- 14) 同上、33頁。
- 15) 同上、21-31頁。
- 16) 同上、18頁。
- 17) この意味で何をシステムとし、何を行動者とするかは相対的であり、研究目的による(同上、18頁)。
- 18) 同上、39-40頁。
- 19) 同上、46頁。
- 20) 廣瀬和子『紛争と法—システム分析による国際法社会学の試み—』勁草書房、1970年、46; 113頁。

- 21) 廣瀬、前掲注 (10)、21; 47-48; 121 頁。また、ピトリアもすべての民族に妥当し、全人類に普遍的に当てはまる法の存在から、普遍の人類社会なる全体社会について説いている (伊藤不二男『ピトリアの国際法理論』有斐閣、1965 年、48-49 頁)。
- 22) 廣瀬、前掲注 (10)、48-50 頁。
- 23) 抽象化とは、現実の無限の多様性の中から同一のものを抽出することである。それは同一であるための判定基準を前提に行われるため、この判定基準を媒介とし、その対象は一般化される。したがって、現実からの抽象化は一般化を生み出し、一般化された原則はさらに一般化されたより高次の原理を生み、それが今度は逆に、一般化された諸原理を統一的に組織化するようになる (廣瀬、前掲注 (10)、59 頁)。
- 24) 廣瀬、前掲注 (10)、57-58 頁。
- 25) 同上、82-84 頁。
- 26) 同上、84-85 頁。
- 27) 廣瀬和子「国際社会の構造と平和秩序形成のメカニズム」廣瀬和子・綿貫譲治編『新国際学—変容と秩序』東京大学出版会、1995 年、115 頁。
- 28) 龍澤邦彦『宇宙法上の国際協力と商業化』興仁舎、1993 年、229 頁。
- 29) 同上。
- 30) 同上。
- 31) 川村・龍澤、前掲注 (1)、78-79 頁。
- 32) 廣瀬、前掲注 (20)、158 頁。
- 33) Yusuf, *supra note* (8), pp.14-15.
- 34) *Ibid.*, p.15.
- 35) 小田英郎「現代アフリカとパン・アフリカニズム：アフリカにおける主体性の問題を中心として」慶応義塾大学法学研究会『法學研究：法律・政治・社会』第 37 巻第 4 号、1964 年、57 頁。
- 36) Yusuf, *supra note* (8), p.20. 1900 年のロンドン会議を第 1 回とする説に加えて、1919 年のパリ会議を第 1 回パン・アフリカ会議とする説もある (例えば、Padmore, George, *Pan-Africanism or Communism? The Coming Struggle for Africa*, London: Dennis Debeon, 1956, pp.119-129 など)。
- 37) Padmore, George *Pan-Africanism or Communism? The Coming Struggle for Africa*, London: Dennis Debeon, 1956, p.117.
- 38) Legum, Colin, *Pan-Africanism: a short political guide*, London: Pall Mall Press, 1962, pp.133-134.
- 39) *Ibid.*, pp.133-134.
- 40) Yusuf, *supra note* (8), p.23.
- 41) 委任統治制度は、植民地行政を改革するための仕組みとして考案されたが、住民の生活に関する限り、植民地支配とほとんど区別がつかないものであった。戦勝国がドイ

- ツから征服した領土を引き継ぎ、さらに併合するための隠れ蓑として使われることが多かったのである (*Ibid.*, p.27)。
- 42) 国際連盟規約の和訳については、薬師寺公夫・坂元茂樹・浅田正彦『ベーシック条約集』東信堂、2020年を参照した。
 - 43) Padmore, *supra note* (37), pp.139-144.
 - 44) *Ibid.*, pp.139-144.
 - 45) Yusuf, *supra note* (8), p.28.
 - 46) Padmore, *supra note* (37), p.143; 小田、前掲注 (35)、57頁。
 - 47) 小田、前掲注 (35) など。
 - 48) Yusuf, *supra note* (8), p.29.
 - 49) Legum, *supra note* (38), p.137.
 - 50) Padmore, *supra note* (37), p.166.
 - 51) 大西洋憲章の和訳については、薬師寺公夫・坂元茂樹・浅田正彦『ベーシック条約集』東信堂、2020年を参照した。
 - 52) Yusuf, *supra note* (8), p.31. また、第6回会議では、ともに植民地主義に抵抗する存在として、アジアとの連帯も表明している (Legum, *supra note* (38), p.32)。ただし、アジアとの連帯については、OAUの結成に伴いアフリカ諸国が「アフリカのことはアフリカで」との立場に変化したことから、アジアに背を向け結びつきを弱めることになった (奥野保男「アフリカと非同盟運動」日本国際政治学会『国際政治』第88号、1988年、162頁)。
 - 53) Coleman, *supra note* (9), p.425; 小田、前掲注 (35)、63頁。
 - 54) 小田、前掲注 (35)、63頁。ただし、アフリカ統一をどの程度にするかについてはアフリカ諸国の間で必ずしも一致しなかった。アフリカの超国家的な政治統合の形を目指すカサブランカ・グループ、諸国間の協力の推進をうたうブラザビル・グループ、国家主権を重んじるモンロビア・グループと3つのグループに分かれることになった。しかしながら、どのグループの政治指導者も大陸レベルでの統一の必要性を認識していた。(小田英郎「現代アフリカの政治的潮流と圏内の国際政治 -- パン・アフリカニズム、ボックス・アフリカーナ、OAU」日本国際問題研究所『国際問題』173号、1974年、7-8頁)。
 - 55) 小田、前掲注 (54)、7-8頁。
 - 56) 同上、8頁。
 - 57) エンクルマ、クワメ『自由のための自由—アフリカは創造する』理論社、野間寛二郎訳、1962年、154頁。
 - 58) トゥーレ、セク『アフリカの未来像 続：国づくりへの理念』理論社、小出峻・野沢協訳、1961年、18頁。
 - 59) Legum, *supra note* (38), p.239.

- 60) *Ibid.*, p152.
- 61) トゥーレ、前掲注 (58)、18 頁。
- 62) Yusuf, *supra note* (8), p.44.
- 63) *Ibid.*, pp.37-38.
- 64) OAU 憲章前文の和訳は、[<https://worldjpn.grips.ac.jp/documents/texts/docs/19630525.T1J.html>] を参照した (2022 年 4 月 15 日検索)。
- 65) Yusuf, *supra note* (8), p.43.
- 66) *Ibid.*, p.44.
- 67) OAU 憲章の和訳は、香西茂・安藤仁介『国際機構条約・資料集』東信堂、1986 年を参照した。
- 68) Yusuf, *supra note* (8), p.44.
- 69) *Ibid.*, p.44.
- 70) *Ibid.*, p.41.
- 71) *Ibid.*, p.45.
- 72) *Ibid.*, p.48.
- 73) AU 設立規約の和訳については、薬師寺公夫・坂元茂樹・浅田正彦『ベーシック条約集』東信堂、2020 年を参照した。
- 74) Yusuf, *supra note* (8), p.48.
- 75) *Ibid.*, p.50.
- 76) 松本祥志「アフリカ連合 (AU) 設立の方的背景と意義—政治的解決と司法的解決」山手治之・香西茂編『現代国際法における人権と平和の保障』東信堂、2003 年、325-326 頁。
- 77) Yusuf, *supra note* (8), p.48.
- 78) 廣瀬、前掲注 (20)、157 頁。
- 79) 同上。
- 80) 同上、166 頁。
- 81) Yusuf, *supra note* (8), p.66.
- 82) *Ibid.*, p.56.
- 83) OAU 設立以前のパン・アフリカニズムは、パン・アフリカ会議を中心としているものの、アフリカ大陸外出身の知識層中心のものやアフリカの将来の指導者層中心のものなど、参加者の層について一定ではないため、それ自体を 1 つの行動者もしくは行動単位としてまとめることはできない。しかしそれでも、共通の経験がパン・アフリカニズムというシンボル・システムの形成・発展に寄与した。
- 84) 廣瀬、前掲注 (20)、166-167 頁。
- 85) 同上、256-257 頁。
- 86) Yusuf, *supra note* (8), p.37.

- 87) *Ibid.*, p.37.
- 88) *Ibid.*, p.18.
- 89) *Ibid.*, p.18.
- 90) 小田、前掲注 (54)、9 頁。
- 91) 同上、3-6 頁。
- 92) 同上、5-6 頁。
- 93) ただし、アフリカ諸国が単一社会的に行動することができたと言っても、国際共同体全体の複合社会的になろうとする側面を無視していたわけではない。OAU 憲章でも国連憲章や世界人権宣言に間接的にはあるが触れていた。またパン・アフリカニズムの理想のいくつかは国際連合憲章の中にも含まれており、人民の同権及び自決の原則は、パン・アフリカニズムの中核をなすものであった。
- 94) 廣瀬、前掲注 (10)、82-84 頁。
- 95) 同上、84-85 頁。
- 96) 廣瀬、前掲注 (20)、126 頁。
- 97) 同上、126-128 頁。
- 98) Yusuf, *supra note* (8), p.48.
- 99) 小田英郎『アフリカ現代政治』東京大学出版会、1989 年、183 頁。
- 100) 同上。
- 101) 同上。
- 102) 同上、186 頁。
- 103) 同上。
- 104) 同上、186-193 頁。
- 105) ニエレレ、ジュリアス「アフリカにおける外国部隊」日本アフリカ学会『アフリカ研究』18 号、107-112 頁、小田英郎・井上一明訳、1979 年、108 頁。
- 106) 小田、前掲注 (99)、193 頁。
- 107) 同上、183 頁。
- 108) 小田英郎「現代アフリカの民主化と構造調整」日本国際問題研究所『国際問題』405 号、1993 年、3 頁。
- 109) 松本祥志「『アフリカ人権憲章』の成立背景と法的意義—二つの絶対的基準」、『札幌学院法学』第 3 巻第 2 号、1986 年、133 頁。
- 110) 小田英郎「アフリカと国際社会—冷戦後の 10 年」日本国際問題研究所『国際問題』499 号、2001 年、4 頁。
- 111) 田畑、前掲注 (6)、191 頁；松本、前掲注 (109)、119 頁。バンジュール憲章採択のより細かい過程は、松本、前掲注 (109) を参照。
- 112) 松本、前掲注 (109)、137 頁。
- 113) Levitt, Jeremy L., "The peace and security council of the African union: The Known

- Unknowns," *Transnational Law and Contemporary problems*, 13 (1), pp.109-137, 2003.
- 114) 松本、前掲注(109)、122-125頁；田畑、前掲注(6)、190-191頁。
- 115) 1975年にアミンを議長として第12回 OAU 国家・政府首脳会議が開催されたが、タンザニア、ザンビア、ボツワナの3国はアミン政権による人権侵害を理由にこれを欠席、またボカッサによる1979年の人権侵害について、仏語圏のアフリカ諸国はこの事態を重く受け止め、1979年5月の第6回仏語圏アフリカ諸国首脳会議において国際調査委員会派遣を決定するなど、OAU加盟国においては人権尊重について関心の重心が移行しつつあった(詳細は、松本、前掲注(109)を参照)。
- 116) Yusuf, *supra note* (8), pp.188-190.
- 117) 廣瀬、前掲注(20)、158頁。
- 118) 間接的相互連関をしている集団では、そこに形成される役割期待は、自動的に各行動者に伝達されるわけではない。役割期待の内容とその実現のメカニズムがシンボル・システムによって表示されることによって、各行動者に伝達され、役割期待に基づく行動が実現される(廣瀬、前掲注(10)、56頁)。
- 119) 小田、前掲注(99)、183頁。
- 120) 廣瀬、前掲注(10)、56頁。
- 121) 同上。
- 122) Yusuf, *supra note* (8), p.19.

【参考文献】

- 伊藤不二男『ビトリアの国際法理論』有斐閣、1965年。
- エンクルマ、クワメ『自由のための自由—アフリカは創造する』理論社、野間寛二郎訳、1962年。
- 小田英郎「現代アフリカとパン・アフリカニズム：アフリカにおける主体性の問題を中心として」慶応義塾大学法学研究会『法學研究：法律・政治・社会』第37巻第4号、1964年、51-74頁。
- 小田英郎「現代アフリカの政治的潮流と圏内の国際政治 -- パン・アフリカニズム、パックス・アフリカーナ、OAU」日本国際問題研究所『国際問題』173号、1974年、2-13頁。
- 小田英郎『アフリカ現代政治』東京大学出版会、1989年。
- 小田英郎「現代アフリカの民主化と構造調整」日本国際問題研究所『国際問題』405号、1993年、2-14頁。
- 小田英郎「アフリカと国際社会—冷戦後の10年」日本国際問題研究所『国際問題』499号、2001年、2-15頁。
- 奥野保男「アフリカと非同盟運動」日本国際政治学会『国際政治』第88号、1988年、158-

171 頁。

川村仁子・龍澤邦彦『グローバル秩序論—国境を超えた思想・制度・規範の共鳴—』晃洋書房、2022 年。

笹岡雄一『新版 グローバル・ガバナンスにおける開発と政治：文化・国家政治・グローバルイゼーション』明石書店、2016 年。

龍澤邦彦『宇宙法上の国際協力と商業化』興仁舎、1993 年。

龍澤邦彦「アフリカにおける国際機関の役割—貧困・開発・民主主義・人権」木田剛・竹内幸雄編著『安定を模索するアフリカ』ミネルヴァ書房、2017 年、19-40 頁。

田畑茂二郎『国際化時代の人権問題』岩波書店、1988 年。

田畑茂二郎『現代国際法の課題』東信堂、1991 年。

トゥーレ、セク『アフリカの未来像 続：国づくりへの理念』理論社、小出峻・野沢協訳、1961 年。

ドネリー、ジャック「国際人権：その普遍性の課題・展望・限界」松井芳郎編『人間の安全保障と国際社会のガバナンス』日本評論社、2007 年、129-161 頁。

ニエレレ、ジュリアス「アフリカにおける外国部隊」日本アフリカ学会『アフリカ研究』18 号、107-112 頁、小田英郎・井上一明訳、1979 年。

廣瀬和子『紛争と法—システム分析による国際法社会学の試み—』勁草書房、1970 年。

廣瀬和子「国際社会の構造と平和秩序形成のメカニズム」廣瀬和子・綿貫譲治編『新国際学—変容と秩序』東京大学出版会、1995 年、106-142 頁。

廣瀬和子『国際法社会学の理論 複雑システムとしての国際関係』東京大学出版会、1998 年。

松本祥志「「アフリカ人権憲章」の成立背景と法的意義—二つの絶対的基準」、『札幌学院法学』第 3 卷第 2 号、1986 年、113-182 頁。

松本祥志「アフリカ連合（AU）設立の法的背景と意義—政治的解決と司法的解決」山手治之・香西茂編『現代国際法における人権と平和の保障』東信堂、2003 年、321-354 頁。

Coleman, James S., *Nigeria: Background to Nationalism*, California Univ. Press, 1958.

Legum, Colin, *Pan-Africanism : a short political guide*, London: Pall Mall Press, 1962.

Levitt, Jeremy I., "The peace and security council of the African union: The Known Unknowns," *Transnational Law and Contemporary problems*, 13 (1), pp.109-137, 2003.

Padmore, George, *Pan-Africanism or Communism? The Coming Struggle for Africa*, London: Dennis Debeon, 1956.

Yusuf, Abdulquawi A., *Pan-Africanism and international law*, Hague Academy of International Law Hague, 2014.

